

(平成26年11月19日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認近畿地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 11件

国民年金関係 5件

厚生年金関係 6件

## 近畿（滋賀）厚生年金 事案 15153

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、平成19年7月7日は55万円、同年9月29日は20万円、同年12月11日は90万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月7日  
② 平成19年9月29日  
③ 平成19年12月11日

A社に勤務した期間のうち、申立期間に支払われた賞与について、標準賞与額の記録が無いので、当該記録を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書及びA社から提出された源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、申立期間に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、前述の賞与明細書及び源泉徴収簿兼賃金台帳で確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、平成19年7月7日は55万円、同年9月29日は20万円、同年12月11日は90万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る保険料を納付していない旨回答している上、事

業主が従業員に対し賞与を支給していた旨回答しているにもかかわらず、当該期間において標準賞与額の記録が有る者が見当たらないことから、事業主は当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 近畿（奈良）厚生年金 事案 15154

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成3年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月31日から同年9月1日まで

私は、A社に勤務していたが、同社の関連会社のB社に転籍した申立期間の厚生年金保険被保険者記録が空白となっている。当該期間は、業務内容及び雇用形態に変更は無く継続して勤務していたので、被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の陳述から判断すると、申立人は、A社及び同社の関連会社に継続して勤務し（平成3年9月1日にA社からB社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成3年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所は既に閉鎖しており、事業主から回答を得ることができないものの、事業主が資格喪失日を平成3年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 近畿（兵庫）厚生年金 事案 15155

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成3年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月31日から同年9月1日まで

私は、A社に勤務していたが、同社の関連会社のB社に転籍した申立期間の厚生年金保険被保険者記録が空白となっている。当該期間は、業務内容及び雇用形態に変更は無く継続して勤務していたので、被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の陳述から判断すると、申立人は、A社及び同社の関連会社に継続して勤務し（平成3年9月1日にA社からB社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成3年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所は既に閉鎖しており、事業主から回答を得ることができないものの、事業主が資格喪失日を平成3年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 近畿（京都）厚生年金 事案 15156

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を14万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 54 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 3 月 29 日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が無いので、当該記録を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間の賞与の明細書により、申立人は、申立期間に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、前述の明細書において確認できる賞与額から、14万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与について、社会保険事務所（当時）に対する届出を行っておらず、保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 近畿（大阪）厚生年金 事案 15157

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月8日は62万円、同年12月22日は63万円、16年7月9日は78万円、同年12月24日は49万円、17年7月4日は32万4,000円、同年12月27日は39万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月8日  
② 平成15年12月22日  
③ 平成16年7月9日  
④ 平成16年12月24日  
⑤ 平成17年7月4日  
⑥ 平成17年12月27日

年金事務所の記録では、申立期間にA社から支給された賞与の記録が無いが、当該期間に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、調査の上、記録を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B銀行C支店から提出された申立人に係る賞与振込口座の預金元帳により、申立人は、申立期間において、A社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、申立人から提出された平成16年度から18年度（平成15年分から17年分まで）までの市民税・県民税 特別徴収税額の通知書等（以下「課税資料」という。）により確認できる社会保険料控除額は、各年ともオンライン記録により確認できる標準報酬月額に係る社会保険料額を上回っている。

さらに、複数の同僚から提出された申立期間に係る賞与明細書により、厚生

年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、前述の預金元帳及び課税資料から推認できる厚生年金保険料控除額から、平成 15 年 7 月 8 日は 62 万円、同年 12 月 22 日は 63 万円、16 年 7 月 9 日は 78 万円、同年 12 月 24 日は 49 万円、17 年 7 月 4 日は 32 万 4,000 円、同年 12 月 27 日は 39 万 1,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成14年4月及び同年5月は28万円、同年6月は26万円、同年7月は28万円、同年8月は24万円、同年9月は28万円、同年10月及び同年11月は26万円、同年12月から19年6月までは28万円、同年7月から同年11月までは41万円、同年12月は36万円、20年1月及び同年2月は41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月1日から20年3月1日まで

年金事務所の記録では、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額は、給与明細書等で確認できる厚生年金保険料控除額よりも低く記録されているので、当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、平成14年4月1日から18年1月1日までの期間については、B銀行C支店から提出された申立人に係る給与振込口座の預金元帳により、申立人は、当該期間において、A社から各月ともオンライン記録の標準報酬月額を上回る給与が振り込まれていることが確認できる。

また、申立人から提出された平成 15 年度から 18 年度（平成 14 年分から 17 年分まで）までの市民税・県民税 特別徴収税額の通知書（以下「課税資料」という。）により確認できる社会保険料額は、各年ともに、申立期間直前の標準報酬月額に基づく社会保険料額に年 2 回の標準賞与額に基づく社会保険料額を加えた額とおおむね一致している。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、前述の預金元帳及び課税資料から推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、平成 14 年 4 月及び同年 5 月は 28 万円、同年 6 月は 26 万円、同年 7 月は 28 万円、同年 8 月は 24 万円、同年 9 月は 28 万円、同年 10 月及び同年 11 月は 26 万円、同年 12 月から 17 年 12 月までは 28 万円とすることが妥当である。

申立期間のうち、平成 18 年 1 月 1 日から 20 年 3 月 1 日までの期間については、特例法に基づき、申立人から提出された給与明細書及び A 社から提出された当該期間の申立人に係る所得税源泉徴収簿において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、18 年 1 月から 19 年 6 月までは 28 万円、同年 7 月から同年 11 月までは 41 万円、同年 12 月は 36 万円、20 年 1 月及び同年 2 月は 41 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間に係る標準報酬月額についての届出の記載に誤りがあつたことを認めていることから、社会保険事務所（当時）の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 近畿（大阪）国民年金 事案 6816

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月から同年11月まで

私は、昭和46年11月頃に、A県B市C区役所D出張所で国民年金の加入手続を行ったところ、申立期間の3か月の国民年金保険料を請求され、その2、3日後に同出張所の窓口に出向き、当該保険料を納付した。

納付した国民年金保険料は、当時、失業中であった私にとっては高額で驚いたこと、また、所持金では納付できず、姉に借金して納付したことを覚えている。

このほかに具体的な記憶は無いが、申立期間の国民年金保険料は納付したはずなので、未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人に係る国民年金の加入手続は、昭和46年9月頃に行われたものと考えられ、申立人は、申立期間の国民年金保険料を同年11月頃に納付したとしている。しかしながら、当該納付したとする時点で、申立期間の保険料は現年度保険料であり、市区町村で納付することとなるところ、申立期間当時におけるB市の保険料納付方法は、国民年金手帳に国民年金印紙を貼付し検認印を押す印紙検認方式であるが、申立人が所持する国民年金手帳の昭和46年度国民年金印紙検認記録欄は空欄であり、当該手帳において、申立期間の保険料が現年度納付された記録は見当たらない。

また、申立期間の国民年金保険料は、現年度保険料としての納付期限経過後においては過年度保険料として納付することも可能であるところ、申立人は、申立期間の保険料を区役所出張所の窓口で納付したとしているが、B市は、区役所等の窓口では国庫金となる過年度保険料を収納していなかったとしてお

り、このことと申立人が主張する納付方法とは符合しない上、当該出張所の窓口以外で保険料を納付したとする旨の申立人の陳述は無い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 近畿（京都）国民年金 事案 6817

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年8月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和32年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年8月から61年3月まで

私は、会社退職後の昭和58年8月頃に、母に国民年金の加入手続きを行ってもらった。

加入後の国民年金保険料の納付については、具体的に覚えていないが、郵送されてきた納付書を使って、毎月、自分で納付していたと思う。

申立期間が未納とされていることに納得できないのでよく調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の記録から、申立人に係る国民年金の加入手続きは、昭和61年6月頃に行われたものと考えられ、このことと58年8月頃に国民年金の加入手続きを行ったとする申立人の陳述内容とは符合しない。

また、前述の加入手続き時点において、申立期間のうち、昭和59年3月以前の期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、同年4月以降の期間は過年度納付が可能な期間であるが、申立人は、国民年金に加入後、毎月、保険料を納付していたとしており、遡ってまとめて納付したとする申立人の陳述は無い。

さらに、申立期間の国民年金保険料を現年度納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより検索を行ったが、申立人に対して該当する手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 近畿（奈良）国民年金 事案 6818

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年5月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年5月から61年3月まで

両親及び夫に国民年金の加入を勧められたので、昭和51年5月末頃に、A県B市で発行された国民年金手帳を持ってC県D市役所に行き、加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料については、D市から送付のあった納付書を用い、金融機関の窓口において毎月納付していたはずであるが、忙しいときには2、3か月分をまとめて納付することもあった。また、昭和55年にE県F市に転居した後も、D市に住んでいた時と同様に、送付のあった納付書を用い、金融機関の窓口において納付していたはずである。

申立期間の国民年金保険料が納付済みとされていないことに納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和51年5月末頃に、B市で発行された国民年金手帳を持ってD市役所に行き、国民年金の加入手続を行った。」旨主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、B市において昭和47年5月27日に払い出されていることが確認できるものの、オンライン記録によると、当該手帳記号番号に係る申立人の国民年金被保険者資格の記録は、同年4月1日に取得し、48年4月16日に喪失した記録となっている上、申立人の夫は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であることから、申立人は国民年金に任意加入することが可能であるが、前述の資格を喪失後、任意加入した記録は確認できず、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、「申立期間の国民年金保険料は、送付のあった納付書を用

い、金融機関の窓口において納付していた。」旨主張しているものの、納付書の様式及び国民年金保険料額等に関する具体的な記憶は無いとしている上、昭和 55 年に D 市から F 市に転居後も、申立人の主張どおり納付するためには、F 市において国民年金の住所変更手続を行うことが必要となるが、申立人は、「住所変更の手続は夫が行ったので、私には分からない。」旨陳述しており、当該手続を行ったとする申立人の夫からも陳述を得ることができないことから、申立期間の保険料の納付及び F 市における住所変更手続に係る具体的な状況を確認することはできなかった。

さらに、申立人が所持する年金手帳の国民年金手帳記号番号は、F 市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録等から、申立期間直後の昭和 61 年 4 月 1 日付けで国民年金第 3 号被保険者資格を取得したことにより払い出されたことが確認でき、当該手帳記号番号においても申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人は、「国民年金第 3 号被保険者資格の取得に係る手続については、夫が行ったので、私には分からない。また、現在所持する年金手帳をいつ受け取ったのかも分からない。」旨陳述していることから、当該手帳記号番号により当該期間の保険料を納付したとは考え難い。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより B 市、D 市及び F 市における各種の氏名検索を行うとともに、D 市における国民年金手帳記号番号払出簿の視認による縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立期間は 9 年 11 か月に及んでおり、これほど長期間にわたり、複数の行政機関において国民年金保険料の収納及び記録管理における事務過誤が繰り返されたとも考え難い上、申立人から当該期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 近畿（和歌山）国民年金 事案 6819

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年11月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年11月から61年3月まで

私は、昭和58年3月に子を出産後、A県B町（現在は、C市）の義父母の自宅において静養していた時に、義母から国民年金の加入を勧められ、住民票を同県D市から同町に移した59年3月末又は同年4月初め頃に、同町役場の窓口において再加入手続を行ったと思う。

申立期間の国民年金保険料については、私が、市町村から送付のあった納付書を用いて、義父母の自宅近くの郵便局又はE銀行F支店の窓口において納付していた。

申立期間の国民年金保険料が納付済みとされていないことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

B町の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人は、昭和56年1月27日付けで国民年金の任意加入被保険者の資格を喪失し、61年4月1日付けで国民年金第3号被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、オンライン記録によると、申立期間において、申立人の夫は厚生年金保険の被保険者であることから、申立人は国民年金に任意加入することが可能であるが、任意加入被保険者は加入の申出を行った日に被保険者資格を取得することとされていることから、申立人がB町に転入したとする時点（昭和59年3月又は同年4月）において、申立期間当初の昭和58年11月まで遡って国民年金に任意加入することはできない上、申立人が同町に転入するまでの住民票の住所地はD市にあったことがうかがえるが、申立人は、「D市では、申立

期間に係る国民年金の加入手続を行った記憶は無い。」と陳述しており、同市の国民年金被保険者名簿においても、申立人が当該期間に任意加入した記録は確認できず、当該期間に係る任意加入手続が行われたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、「国民年金保険料については、市町村から送付のあった納付書を用いて、郵便局又はE銀行F支店の窓口において納付していた。」旨主張しているが、A県の国民年金事業年報（昭和58年度から60年度まで）によると、当時のB町における国民年金保険料の収納は、約9割の被保険者については納付組織による収納であったことが確認でき、C市は、「B町では、申立期間当時の国民年金保険料について、納付書を用い、郵便局及び金融機関において納付することが可能であったかは不明である。」旨回答し、E銀行F支店及び申立人の義父母の自宅近くの郵便局の本局に当たるG郵便局も、「B町の納付書による国民年金保険料の納付が可能になった正式な時期は不明である。」旨回答している上、同銀行同支店及びH金融機関における申立期間に係る国民年金保険料納付書の控えは保存年限が経過していることなどから、当該期間の保険料の納付について確認することができなかった。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによりB町及びD市における手帳記号番号の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人から申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年9月から2年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年9月から2年8月まで

私は、国民年金の加入案内が自宅に届いたため、平成元年9月中旬にA県B市役所の国民年金課窓口に出向き、加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料は、私が、毎月、B市役所の国民年金課窓口に出向き、その都度、納付書を発行してもらい、当該窓口で納付していた。納付した際、B5ぐらいの大きさの納付書兼領収証書を受け取った記憶が有る。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係るB市の国民年金被保険者名簿によると、「適用特別対策分」と押印され、受付年月欄の年の欄には「2」、月の欄には「5/29」と記載されていることが確認できるところ、当該押印及び記載について、同市は、「適用特別対策分は職権適用のことであり、受付年月欄については、当市において国民年金手帳記号番号を払い出した年月を示している。」旨回答していることから、申立人の手帳記号番号は、同市において平成2年5月29日に職権により払い出されたことが推認でき、平成元年9月中旬に国民年金の加入手続を行ったとする申立人の主張と符合しない。

また、前述の国民年金手帳記号番号払出時点において、申立期間のうち、平成元年9月から2年3月までの国民年金保険料は、過年度保険料として納付することが可能であるが、B市は、「国民年金課窓口において過年度保険料を納付することはできない。」旨回答している上、同年4月から同年8月までの保険料は、現年度保険料として納付することが可能であるが、同市は、「申立期間当時、国民年金課の窓口では現年度保険料を収納することはなく、金融機関の窓口で納付してもらっていた。また、国民年金に加入した被保険者に対して

は、当該年度の当初（4月分）から同年度末（3月分）までの現年度納付書を交付しており、被保険者が納付のたびに同課の窓口に出向く必要は無く、その都度、被保険者に納付書を交付することもなかった。」旨回答していることから、毎月、同市役所の国民年金課窓口で納付書を発行してもらい、当該窓口で保険料を納付していたとする申立人の主張と符合しない。

さらに、前述の国民年金手帳記号番号が払い出されるまでは、申立人は国民年金に未加入であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない上、申立人に係るB市の国民年金被保険者名簿を見ても、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる記載は確認できない。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、B市における当該期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の視認による縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人から当該期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 近畿（兵庫）厚生年金 事案 15159

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月 1 日頃から同年 11 月 7 日頃まで  
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間の加入記録が無いことが分かった。

A社に勤務した期間の給与から厚生年金保険料が控除されていたか否か、はっきりとした記憶は無いが、同社に勤務したのは間違いないので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の陳述から、申立人が、申立期間当時、A社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 48 年 12 月 1 日であり、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、商業登記簿の記録によると、A社は、昭和 59 年 12 月\*日に解散している上、同社の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、A社における複数の同僚は、「事業所が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間の給与から、厚生年金保険料は控除されていなかった。」旨回答しており、このうち一人は、「私が入社した昭和 47 年 4 月 1 日には、会社は厚生年金保険に加入していなかった。48 年 11 月末終礼時に社長から適用事業所になった旨の発表があったことを記憶している。」としている。

加えて、B市は、申立人に係る国民健康保険の加入記録について、申立期間の一部を含む「昭和 48 年 5 月 2 日から現在まで、国民健康保険に加入している。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 近畿（京都）厚生年金 事案 15160

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 1 月 26 日から同年 5 月 20 日まで

ねんきん定期便でA社における厚生年金保険加入記録の一部に未加入期間があることを知り、年金事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。

しかし、A社に入社してから退職するまでの期間に、途中で長期間休職したような記憶は無く、申立期間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録があり、連絡先の判明した元同僚3人に照会したところ、全員から回答があり、このうち2人が、「申立人は、申立期間も継続して勤務していた。」旨陳述していることから判断すると、申立人が、申立期間において同社に継続して勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届確認通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」を見ると、同書には、管轄社会保険事務所（当時）の事務処理印が押されており、同書に記されている申立人に係る被保険者資格の喪失日（昭和 53 年 1 月 26 日）及び取得日（昭和 53 年 5 月 20 日）は、オンライン記録と一致している。

また、A社は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、「当社が保管する社会保険事務所からの通知書のとおり、申立人は、申立期間において当社における被保険者ではない。被保険者でない者から、保険料を控除することはない。」旨回答している。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立人のA社における昭和53年1月26日付けの資格喪失日と同日に、同社における被保険者資格を喪失している者が、申立人のほかに3人確認でき、このうち1人は同日から約3か月後に同社における被保険者資格を再取得しているところ、同人は既に死亡しており、同人から当時の事情を聴取することができない上、その妻も、「当時の給与明細書等を保管していないので、厚生年金保険料の控除状況は分からない。」旨陳述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 近畿（奈良）厚生年金 事案 15161

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年2月から同年10月10日まで  
② 昭和36年9月9日から37年4月21日まで

年金事務所から、A社（現在は、B社）における厚生年金保険の資格取得日が、昭和31年11月1日ではなく、同年10月10日であった旨のお知らせ文書を受け取ったが、手元の履歴書の下書きを見ると、同社における勤務期間は、同年2月から38年8月までとなっており、申立期間①及び②の年金記録が無いことが分かった。

申立期間①及び②においても、A社に勤務していたので、当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の妻から提出された申立人の昭和32年度県・市民税特別徴収税額の納税者への通知書を見ると、「3月9日就職」と記載されていることから、申立人が昭和31年3月9日からA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社は、「申立期間①当時の資料を保存しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について不明である。」と回答している。

また、A社における申立期間①当時の複数の元同僚に文書照会を行ったものの、申立人の勤務実態等について具体的な陳述は得られない上、複数の元同僚が申立期間①当時に同社の事務担当者であったとする者は既に死亡しており、これらの者から、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、前述の県・市民税額通知書の「前年中の社会保険料控除額」欄を見ると、該当額が無いことを示す横線が入っており、当該通知書からは、申立期間①に係る社会保険料控除額を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、B社は、「申立期間②当時の資料を保存しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について不明である。」と回答している。

また、A社における申立期間②当時の複数の元同僚に文書照会を行ったものの、申立人の勤務実態等について具体的な陳述は得られず、これらの者から、申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立期間②当時にA社の事務担当者であったとする者は、「入退社のあるたびに、社会保険手続を行っていた。」と陳述しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人に係る昭和36年9月9日付けの資格喪失日が記載されている欄に健康保険証が返納されたことを示す記録が確認できる上、同被保険者名簿によると、申立人は、37年4月21日に異なる健康保険整理番号で再度被保険者資格を取得している。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年8月31日から同年11月1日まで

私は、A社B支部に係る昭和20年5月1日付け採用辞令を所持している同僚よりも早く同支部に入社した。入社後の同年8月31日までは直前に勤務した事業所の厚生年金保険加入期間があるが、同支部における申立期間の被保険者期間が無いので記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B支部は昭和20年12月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同支部に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）の事業主欄に氏名の記載は無く、同支部に係る商業登記簿は見当たらず、当時の事業主を確認することができないことから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、前述のB支部に係る被保険者名簿において、同支部に記録が確認できる者のうち、申立人が、自身より後に入社したと主張する同僚は、「B支部に申立人が私より先に入社したかどうか記憶していない。」と陳述している上、当該同僚以外の者の所在は確認できないことから、申立人の申立期間に係る勤務実態について陳述を得ることができない。

さらに、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及び前述のB支部に係る被保険者名簿における申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は、オンライン記録と一致しており、訂正等の不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 近畿（奈良）厚生年金 事案 15163

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

私は、昭和 63 年 9 月に A 社（後に、B 社）に入社し、平成 3 年 8 月に C 社に移籍するまでの期間、継続して A 社に在籍したが、同社の厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同年 7 月 1 日となっており、申立期間の被保険者記録が無いため、同年 8 月 1 日に記録を訂正してほしい。

なお、A 社と C 社は関連会社であり、転籍後の勤務地及び給与は変わらなかったと記憶している。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の陳述により、申立人は、申立期間において、A 社又は同社の関連会社である C 社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、B 社は、平成 24 年 9 月に解散しており、申立期間当時の事業主に照会したものの回答が無い上、C 社は、「申立人の入社時に係る資料は保管していない。」と回答していることから、申立期間の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人と同様に、A 社において平成 3 年 7 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、C 社が厚生年金保険の適用事業所となった同年 8 月 1 日に被保険者資格を取得した同僚から提出された給与明細書により、同年 7 月の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、A 社の当時の給与計算事務担当者は、申立人の厚生年金保険被保険者記録に 1 か月の空白期間が生じている理由として、「申立人は、A 社を平成 3 年 6 月 30 日付けで退職し、健康保険証については、D 健康保険組合に資格喪失届と一緒に返却していると思う。C 社の資格取得手続が 1 か月遅れたのではないか。」と陳述している上、D 健康保険組合から提出された被保険者台帳

により、申立人は、平成3年7月1日に被保険者資格を喪失していることが確認でき、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（兵庫）厚生年金 事案 15164（兵庫厚生年金事案 4336 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑰までの期間、⑱、㉑及び㉓について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間⑱、㉒及び㉔について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 2 月頃から同年 10 月 1 日まで  
② 昭和 33 年 10 月 31 日から 34 年 2 月頃まで  
③ 昭和 34 年 3 月頃から同年 5 月頃まで  
④ 昭和 34 年 6 月頃から同年 8 月 15 日まで  
⑤ 昭和 35 年 8 月頃から 36 年 3 月頃まで  
⑥ 昭和 36 年 4 月頃から同年 8 月 14 日まで  
⑦ 昭和 36 年 11 月 29 日から同年 12 月 1 日まで  
⑧ 昭和 36 年 12 月頃から 37 年 2 月 3 日まで  
⑨ 昭和 39 年 4 月 1 日から同年 6 月頃まで  
⑩ 昭和 41 年 12 月 26 日から 42 年 1 月 1 日まで  
⑪ 昭和 47 年 2 月 2 日から同年 4 月 1 日まで  
⑫ 昭和 55 年 5 月 21 日から同年 6 月 1 日まで  
⑬ 昭和 55 年 6 月頃から同年 12 月頃まで  
⑭ 昭和 56 年 1 月頃から同年 12 月頃まで  
⑮ 昭和 57 年 11 月 16 日から同年 12 月 1 日まで  
⑯ 昭和 57 年 12 月頃から 58 年 4 月頃まで  
⑰ 昭和 58 年 5 月頃から同年 9 月頃まで  
⑱ 平成 2 年 10 月 1 日から 6 年 3 月 21 日まで  
⑲ 平成 6 年 3 月 21 日から同年 4 月 1 日まで  
⑳ 平成 7 年 5 月 19 日から 10 年 7 月 29 日まで  
㉑ 平成 10 年 7 月 29 日から同年 8 月 1 日まで

② 平成 10 年 8 月 6 日から 11 年 12 月 24 日まで

③ 平成 11 年 12 月 24 日から 12 年 1 月 1 日まで

前回、私は、申立期間①はA社、申立期間②はB社（現在は、C社）、申立期間③はD社（現在は、E社）、申立期間④はF社（後に、G社）、申立期間⑤はH社（現在は、I社）、申立期間⑥及び⑦はJ社、申立期間⑧はK社、申立期間⑨はL社、申立期間⑩はM社、申立期間⑪はN社、申立期間⑫はO社、申立期間⑬はP社（現在は、Q社）、申立期間⑭はR社（現在は、S社）、申立期間⑮はT社、申立期間⑯はU社、申立期間⑰はV社、申立期間⑱はW社、申立期間⑲はX社、申立期間⑳はY社（現在は、Z社）に、それぞれ勤務したが、当該期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので記録を訂正してほしい、また、申立期間⑱のW社、申立期間⑳のX社及び申立期間㉑のY社における標準報酬月額が給与支給額よりも低額となっているので記録を訂正してほしいと申し立てたところ、記録の訂正を認めることができないとして、年金記録確認兵庫地方第三者委員会（当時。以下「兵庫委員会」という。）から通知を受けたが納得できない。

私が最初に勤務したのは、A社であり、同社からB社に転職した。しかし、年金記録では、2社の順番が逆になっている上、被保険者期間が一部重複しているなど、申立期間の年金記録がおかしい。今回、当該期間について新たな資料の提出等をするので、再調査の上、年金記録を訂正してほしい。

また、当該期間のうち、申立期間⑬の勤務先をP社ではなくR社として、申立期間⑭の勤務先を同事業所ではなくP社として、申立期間⑯については、U社の所在地をa県b市c区ではなく同市d区として、申立期間⑰の勤務先をV社ではなくe社として申し立てる。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①から⑰までの期間、⑱、㉑及び㉓に係る申立てについては、申立てに係る事業所において、申立人は厚生年金保険被保険者として認めてほしいと申し立て、また、申立期間⑱、㉑及び㉓に係る申立てについては、申立てに係る事業所における標準報酬月額を訂正してほしいと申し立てていたが、それぞれの期間について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、既に兵庫委員会の決定に基づき平成 23 年 10 月 11 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。
- 2 申立期間①について、今回の申立てに当たり、申立人から f 書類及びA社の場所を示した地図等が提出されているが、当該 f 書類は前回も提出されている上、同社については前回の調査により特定できており、既に審議していることから、当該 f 書類及び地図等は、兵庫委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。
- 3 申立期間②について、今回の申立てに当たり、申立人からB社の場所を

示した地図及びC社g室長の名刺が提出されているが、B社については前回の調査により特定できており、既に審議している上、当該室長は既に死亡しており陳述を得ることができないことから、当該地図及び名刺は、兵庫委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

- 4 申立期間③について、今回の申立てに当たり、申立人からE社の場所を示した地図が提出されているが、申立てに係る事業所である当時のD社については前回の調査により特定できており、既に審議していることから、当該地図は、兵庫委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。
- 5 申立期間④について、今回の申立てに当たり、申立人からG社の場所を示した地図が提出されているが、同社については前回の調査により特定できており、既に審議していることから、当該地図は、兵庫委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。
- 6 申立期間⑤について、今回の申立てに当たり、申立人からI社のh営業所長及びi営業所長の名刺が提出されているが、申立てに係る事業所である当時のH社については前回の調査により特定できており、既に審議している上、申立人は、「当該所長に当時のことを聞いたが、分からないと言っていた。」と陳述していることから、当該名刺は、兵庫委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。
- 7 申立期間⑥及び⑦について、今回の申立てに当たり、申立人は、「J社の当時の事業主の娘から、自身が記憶する元同僚に事情を聞いてほしいと言われた。」と主張しているが、オンライン記録により、当該元同僚は既に死亡していることが確認できることから、当該主張は、兵庫委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。
- 8 申立期間⑧について、今回の申立てに当たり、申立人からK社において勤務していたときの写真が提出されているが、当該写真は前回の調査により、撮影時期を確認できず、当該期間の勤務実態をうかがわせる資料とは認められないことから、当該写真は、兵庫委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。
- 9 申立期間⑨について、今回の申立てに当たり、申立人からL社の元同僚と一緒に撮影した写真が2枚提出されているが、前回の調査において、そのうち1枚については、事情を得ることができず、ほかの1枚については、当該写真に写っている元同僚から、既に陳述を得ていることから、当該写真は、兵庫委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。
- 10 申立期間⑩から⑫までの期間、⑮、⑲、⑳及び㉓について、今回の申立てに当たり、申立人は、「給料の締日に退職すれば、最後の給料は1か月分もらっており、そこから厚生年金保険料が引かれているのであれば、最後の月については、退職日がいつであろうと被保険者期間として認めるべきであり、月の末日までの勤務実態を前提とする考え方はおかしい。」と

主張しているが、厚生年金保険法では、第 19 条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、また、同法第 14 条においては、資格の喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、当該主張は、兵庫委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

11 申立期間⑫について、今回の申立てに当たり、申立人から昭和 54 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料の領収書が提出されているが、当該国民年金保険料を納付している期間は、申立期間⑫直前の〇社における厚生年金保険被保険者期間である上、申立人に係る国民年金被保険者台帳により、当該国民年金保険料は 58 年 6 月 29 日に還付されていることが確認できることから、当該領収書は、兵庫委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

12 申立期間⑬について、今回の申立てに当たり、申立人は、「当該期間に勤務したのは P 社ではなく、R 社である。S 社から入手した賃金台帳及び在職証明書を提出するので再調査してほしい。」と前回から事業所を変更しているが、当該賃金台帳及び在職証明書の内容は、前回の調査の際に、兵庫委員会が収集した資料又は情報と同じである上、当該賃金台帳により、当該期間の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できることから、当該賃金台帳及び在職証明書は、兵庫委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

13 申立期間⑭について、今回の申立てに当たり、申立人は、「当該期間に勤務したのは R 社ではなく、P 社である。同社の派遣先であった j 社の場所を示した地図及び同社 k 業務部課長代理の名刺を提出するので再調査してほしい。」と前回から事業所を変更している。

しかしながら、P 社については前回の調査により特定できており、既に審議している上、前述の課長代理は、「私が総務に配属になったのは昭和 63 年からであるので、詳しいことは分からないが、前回は資料を提出したとおり、当時、P 社と外注契約を結んでいた。ほかに資料は無く、同社で働いていた従業員の情報は分からない。もちろん、申立人のことも分からない。名刺については、3 年以上前に、申立人が初めて訪ねてきたときに渡したものであると思う。それ以降、面会や電話も無い。」旨陳述している。

また、P 社に係る健保記号番号順索引簿によると、当該期間及び前後の期間において健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

14 申立期間⑮、⑯及び⑰について、今回の申立てに当たり、申立人から昭和 57 年 11 月から 58 年 6 月までの国民年金保険料の領収書が提出されているが、前回の調査において、当該領収書及び国民年金被保険者台帳により、申立人は、国民年金保険料を現年度納付していることを確認していること

から、当該領収書は、兵庫委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

- 15 申立期間⑯について、今回の申立てに当たり、申立人は、「当該期間に勤務していたU社は、a 県b 市c 区ではなく同市d 区にあった。同社の場所を示した地図を提出するので再調査してほしい。」と前回からU社の所在地を変更して申し立てしているところ、事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、同地区において、当該期間に厚生年金保険の適用事業所である同社（現在は、1社）を確認することができる。

しかしながら、1社の事務を行うm社は、「申立人に係る資料は全く残っていないため、申立人の当該期間における勤務の有無は不明である。当時の厚生年金保険加入者リストは残っているが、当該リストに申立人の名前が無いことから、申立人について同保険の加入手続を行っていないことが確認できる。申立人についての社会保険事務所（当時）への届出、給与からの保険料控除は行っていない。また、全従業員を入社と同時に同保険に加入させていたわけではない。」と回答しており、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、U社に係る被保険者名簿において、当該期間に厚生年金保険被保険者記録が確認できる19人に対して照会し、9人から回答があったところ、いずれの者からも、申立人が当該期間において、同社で勤務したとする陳述は得られない。

さらに、前述の回答のあった9人のうち、1人は、「私は、U社における勤務期間の給料明細書を保管しているが、当該明細書を見ると、入社当初4か月は厚生年金保険料が控除されておらず、保険料が控除されている月数と同社における厚生年金保険被保険者期間は一致する。」と陳述し、勤務開始時期を記憶しているほかの3人についても、「勤務開始時期と厚生年金保険被保険者資格の取得時期は一致しない。」と陳述している。

加えて、U社に係る被保険者名簿において、当該期間に申立人の氏名は見当たらない上、健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点も見当たらない。

- 16 申立期間⑰について、今回の申立てに当たり、申立人は、「当該期間に勤務していたのはn 県o 市にあったV社ではなく、e 社である。同社の場所を示した地図を提出するので再調査してほしい。」と前回から事業所名を変更して申し立てしているところ、事業所索引簿により、同地区において、当該期間に厚生年金保険の適用事業所であるe社を確認することができる。

しかしながら、履歴事項全部証明書により、e社は既に解散していることが確認できる上、同社の当時の代表取締役は、「資料を保存していないため、当時のことは分からない。申立人の名前に記憶は無い。」と陳述していることから、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、e社に係る厚生年金保険被保険者原票（以下「原票」という。）において、当該期間に厚生年金保険被保険者記録が確認できる10人に照会したところ、回答があった8人とも、申立人を記憶しておらず、申立人の当該期間における勤務実態について陳述を得ることができない上、当該回答者8人のうち、当時の事務担当者であったと回答のあった1人は、「当時は、短期間で退職する者が多かったので、入社と同時に厚生年金保険には加入させず、勤務形態や仕事内容、経験等を考慮し加入させていた。厚生年金保険に加入していない従業員の給料から厚生年金保険料は控除していない。」と陳述している。

さらに、申立人は、「過日、e社があった場所を訪ねたところ、近くの事業所から出てきた事務員が私の顔を覚えていたので話を聞いてほしい。」と主張しているところ、当該事務員は、「私は、長い間、p社に勤務していた。e社はp社の隣にあったので、e社の事業主のことは知っているが、従業員のことは知らない。申立人が訪ねてきたときに昔の話をしたことはあるが、顔も名前も知らない人であった。」と陳述している。

加えて、e社に係る原票において、当該期間に申立人の氏名は見当たらない上、整理番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点も見当たらない。

- 17 申立期間⑱について、今回の申立てに当たり、申立人から新たな主張や資料の提出は無い。
- 18 申立期間⑳について、今回の申立てに当たり、申立人から平成9年10月1日の標準報酬月額決定通知書が提出されているが、当該通知書は、前回は調査、審議している上、当該通知書の標準報酬月額はオンライン記録と一致していることから、当該通知書は、兵庫委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。
- 19 申立期間㉑について、今回の申立てに当たり、申立人から平成11年1月から同年12月までの勤務実績を記載した手帳が提出されているが、当該手帳は、前回は調査、審議しており、厚生年金保険料控除額の記載は見当たらないことから、当該手帳は、兵庫委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。
- 20 このほか、兵庫委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から⑰までの期間、⑱、㉑及び㉒に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間⑱、㉑及び㉒について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。